

## 地域医療支援病院の承認のあり方について

### ◆地域医療支援病院の概要

紹介者に対する医療提供や医療機器の共同利用の実施等を通じて、地域医療を担う、かかりつけ医等を支援する能力や地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有する病院に対して、都道府県知事が個別に承認する。

○紹介者に対する医療の提供    ○医療機器の共同利用の実施    ○救急医療の提供    ○地域医療従事者に対する研修の実施

### ◆医療法施行規則の改正のポイント

地域医療支援病院の管理者が行うべき事項に「地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」が追加され、**都道府県独自の設置要件を定めることが可能となった。**

- 平常時からの準備を含め、新興感染症等がまん延し、又はおそれがある状況において、感染症医療の提供を行うこと。
- 平常時からの準備を含め、災害時に医療を提供すること。 等

### ◆大阪府における地域医療支援病院の状況

- 府内で47病院を承認（令和3年8月時点）
- 既承認病院において、承認要件が未達成になった事例はない。
- 今後も増加が見込まれる。

### ◆今後の検討課題

- ①大阪府独自要件の設定について
- ②業務報告のあり方について

⇒業務報告時に、以下のような地域医療機関に対する支援の具体的な取り組み内容についての報告を義務化してはどうか。

（例    ○院外医療従事者の研修の充実    ○登録医療機関への医療情報の提供    ○地域医療支援病院間の連携    ○医療機器等共同利用促進）